

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 2/2561 号

件名：年次事業結果報告の指針決定

---

被奨励者の事業結果フォローアップおよび投資奨励政策の評価の効率化を図るために、投資委員会に委任された投資委員会事務局は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 20 条、および第 54 条に基づく権限によって以下のように年次事業結果報告の指針を定める。

第 1 項 被奨励者は事務局の指定した書式を持って事務局に年次事業結果を報告しなければならない。なお、被奨励者状態が終了するまで翌年の 7 月までに毎会計年度の結果を報告しなければならない。

第 2 項 奨励証書の条件に「操業後、翌年の 7 月 31 日までに事務局の指定した書式により毎会計年度の財務状況および事業結果を報告しなければならない」と表示されている既存の投資奨励プロジェクトに関しては当該条件を取り消し、代わりに第 1 項の通りに翌年の事業結果を報告しなければならない。

第 3 項 被奨励者が事業結果の年次報告を怠り、本指針に違反又は条件を遵守しなかった場合、事務局は奨励証書に基づく恩典を一時中止する。また、2 回連続で報告を怠った場合、事務局は奨励証書に基づく恩典の廃止またはプロジェクトの取消を検討する。

第 4 項 問題が発生し本布告に基づき判断できない場合は、投資委員会長官が最終的な判断をするものとする。

なお、本決定は即時有効とする。

公布日：仏暦 2561 年（2018 年）1 月 8 日

(ドゥアンチャイ・アサワチンタチット)

投資委員会長官